

令和5年度 東御市人権啓発センター運営委員会次第

日時：令和5年10月30日（月）

午前10時00分～

場所：東部人権啓発センター 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱書交付
- 4 自己紹介
- 5 人権啓発センター運営委員会について
- 6 会長および職務代理者の選出について
- 7 会議事項
 - 1 人権啓発センター令和4年度事業実績および令和5年度実施状況について
 - (1) 人権啓発センターの利用状況について
 - (2) 地域交流事業について
 - (3) 相談事業について
 - (4) 東御人権セミナーについて
 - 2 令和6年度事業計画について
 - (1) 人権啓発センター事業について
 - (2) 相談事業について
 - (3) 人権同和教育及び男女共同参画事業について
 - 3 その他
 - (1) 西宮集会所について
 - (2) 東部人権啓発センターLED 化工事について
- 8 その他
- 9 閉 会

東御市人権啓発センター 運営委員名簿

任期:令和5年10月1日～令和7年9月30日

敬称略、順不同

職 名	氏 名	備 考
人権尊重のまちづくり審議会	荻原 輝久	
市議会議員	村山 弘子	
人権擁護委員	土屋 忠寿	
人権同和教育指導委員	富岡 茂樹	
民生・児童(福祉)委員	牛山 廣司	
男女共同参画審議会委員	三繩 雅枝	
部落解放同盟東御市協議会	西藤 千代子	
部落解放同盟東御市協議会	鳴澤 一登	
東御市田中地区社会教育指導員	成澤 万里子	
東御市北御牧地区社会教育指導員	関 博一	
東御市社会福祉協議会事務局長	高岡 久章	

◎東御市人権啓発センター関係職員

職 名	氏 名	備考
市民生活部長	小松 信子	
人権同和政策課長兼男女共同参画係長 (人権啓発センター長)	上原 代夫	東部人権啓発センター
人権同和政策係長(館長)	池田 恵子	東部人権啓発センター
人権同和教育指導員	岡澤 健一	東部人権啓発センター
人権同和政策係主査	市川 寿人	東部人権啓発センター
人権同和政策係主事	堀口 さやか	東部人権啓発センター
相談員	西藤 千代子	東部人権啓発センター
相談員(館長)	鳴沢 佳奈子	北御牧人権啓発センター
男女共同参画係兼人権同和政策係主査	堀川 千尋	東部人権啓発センター
男女共同参画係	菊地 正子	東部人権啓発センター

人権啓発センター運営委員会について

1 概要

東御市には、社会福祉法に規定する隣保事業の推進とともに、人権啓発の市民交流の拠点として生活上の各種課題及び人権課題の解決をはかるため、東御市人権啓発センター条例（平成16年4月1日条例第114号・以下「条例」）に基づき、東御市東部人権啓発センターと東御市北御牧人権啓発センターが設置されています。

人権啓発センター運営委員会は、人権啓発センターの運営（施設利用やセンターに関連する事業の実施等）及び関連する必要な事項について審議を行うため、条例第15条により東御市人権啓発センター運営委員会を置くこととされています。

*隣保事業・・・隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう（社会福祉法第2条第3項第11号）。

2 役割

東御市では、平成18年2月に作成し令和3年2月に第3回の改定を行った「東御市人権施策の基本方針・基本計画」を基に人権政策の推進を図っています。

人権啓発センターまた同和集会所において、この計画のもと、人権啓発センター事業として人権課題への取り組みや地域交流事業、相談事業などを実施しています。

人権啓発センター運営委員会は、センターの運営や事業の実施・内容の審議等を行い、さらなる人権政策の事業推進や人権啓発センターのよりよい運営に役立てることが主な役割となっています。

*同和集会所・・・地域住民の交流を図り、同和問題をはじめとするあらゆる差別のない、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、集会所を次のとおり設置しています。（東御市同和集会所条例）
西宮集会所・・・祢津2202番地
加沢集会所・・・常田103番地2

東御市人権啓発センターの紹介

東御市人権啓発センターは、地域社会の中における福祉の向上や、人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため、社会福祉法に基づく隣保事業を推進するための施設です。

東御市には、東御市人権啓発センター条例に基づき、「東部人権啓発センター」と「北御牧人権啓発センター」の2つの人権啓発センターがあります。

◎東部人権啓発センター。



所在地	東御市 288 番地 3
電話番号	0268-64-5902
建築年	平成 9 年 (増築平成 13 年)

◎北御牧人権啓発センター



所在地	東御市八重原 2813 番地 1
電話番号	0268-67-3737
建築年	平成 8 年

1 人権啓発センター令和4年度事業実績および令和5年度実施状況について

(1) 人権啓発センターの利用状況について

①東部人権啓発センターの利用状況

東御市の人権啓発の拠点です。啓発活動を主体とした様々な事業を展開するほか、市内文化団体、体育団体等の活動及び会議等での利用も多く、周囲に市役所や中央公民館等の公共施設があることから、相互に連携・協力をしながら活用しています。

令和4年度の利用者数については、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら施設利用を行ったことにより、前年度より増加しています。

また、令和5年度の利用者数については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行となったことにより増加していくと考えられます。

利用室 利用年	大会議室 +和室		大会議室		和室 (教養娯楽室 +保健衛生室)		和室 (教養娯楽室)		和室 (保健衛生室)		計	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
令和5年度 (9月末時点)	6	105	120	1,721	7	44	20	166	0	0	153	2,036
令和4年度	12	232	254	3,500	23	167	27	253	0	0	316	4,152
令和3年度	9	118	212	2,432	3	36	20	76	2	8	246	2,670
前年比 (R4とR3の比較)	3	114	42	1,068	20	131	7	177	△ 2	△ 8	70	1,482

②北御牧人権啓発センターの利用状況

北御牧地区における人権啓発の拠点です。地域交流事業をはじめ様々な事業を展開する他、部落解放同盟東御市協議会の支部会や行事等に使用され、地区の方々の憩いの場(手芸や工作、パソコン教室等)になっており、地域交流が推進されています。

令和4年度の利用者数については、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら施設利用を行いました。開催しなかった講座もあったため前年度より減少しています。

また、令和5年度の利用者数については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行となったことにより増加していくと考えられます。

利用室 利用年	大会議室		保健教養室兼 生活改善室		相談室		その他		計	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
令和5年度 (9月末時点)	23	206	82	331	53	151	0	0	158	688
令和4年度	44	343	179	693	70	227	0	0	293	1,263
令和3年度	85	467	142	679	16	142	0	0	243	1,288
前年比 (R4とR3の比較)	△ 41	△ 124	37	14	54	85	0	0	50	△ 25

(2) 地域交流事業について

被差別部落(同和地区)及びその周辺地域住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流を推進する地域交流事業を実施しています。

新型コロナウイルス感染症により県内のまん延防止等重点施策等のため、中止した講座があり、中止をした講座については減少となっていますが、その他実施できた講座については、コロナ前の水準に戻りつつあります。

①東部地域

開催場所	講座名	R5回数 (9月末時点)	R5人数 (9月末時点)	R4回数	回数 前年比	参加延べ 人数	延べ人 数 前年比	備考
加沢集会所	オカリナ教室	6	43	12	3	87	29	
	カラオケ教室	6	30	12	4	67	15	
	手芸教室	6	23	12	1	55	10	
	健康体操教室	5	27	10	3	49	18	
	合 計	23	123	46	11	258	72	
田中集会所	令和4年度廃止							
西宮集会所	カラオケ教室	0	0	0	△7	0	△31	事業実施なし
	合 計	0	0	0	△7	0	△31	

②北御牧地域

開催場所	講座名	R5回数 (9月末時点)	R5人数 (9月末時点)	R4回数	回数 前年比	参加延べ 人数	延べ人 数 前年比	備考
北御牧人権 啓発センター	カラオケ教室	6	32	11	5	82	28	
	パソコン教室	9	54	10	△3	69	△26	
	料理教室	5	53	6	△1	67	△10	
	健康づくり教室(ストレッチ)	5	33	9	1	60	△11	
	音楽療法教室	0	0	0	△1	0	△7	R4は新型コロナのため事業実施なし
	ハンドクラフト教室	6	22	5	5	15	15	R4.11月より新設
	合 計	31	194	41	6	293	△11	

(3) 相談事業について

日常生活の困りごと、法律問題、土地・建物・法人等の登記相談・借金問題や人権・行政に関する各種相談を無料で行う人権よろず相談を実施しました。また、被差別部落（同和地区）の方をはじめ全ての方が安心して暮らしていくうえで、一人で悩み苦しまないように、両地区人権啓発センター等で生活相談を実施しています。

なお、緊急な相談においては関係機関への紹介のほか、関係者との協議の上相談に応じています。

	内容・実績																																			
①人権よろず相談	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、東京の弁護士の来訪をお断りした月がありました。</p> <p style="text-align: right;">(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談員</th> <th>内 容</th> <th>R 5年度</th> <th>R 4年度</th> <th>R 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士</td> <td>離婚 等</td> <td>38</td> <td>59</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>相続 等</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>人権擁護委員</td> <td>隣人問題 等</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>行政相談員</td> <td>行政への申請 等</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>保健師・生活就労支援センター支援員</td> <td>心の健康相談 等</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>54</td> <td>80</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>	相談員	内 容	R 5年度	R 4年度	R 3年度	弁護士	離婚 等	38	59	60	司法書士	相続 等	14	16	15	人権擁護委員	隣人問題 等	1	4	6	行政相談員	行政への申請 等	0	1	2	保健師・生活就労支援センター支援員	心の健康相談 等	1	0	1	合 計		54	80	84
相談員	内 容	R 5年度	R 4年度	R 3年度																																
弁護士	離婚 等	38	59	60																																
司法書士	相続 等	14	16	15																																
人権擁護委員	隣人問題 等	1	4	6																																
行政相談員	行政への申請 等	0	1	2																																
保健師・生活就労支援センター支援員	心の健康相談 等	1	0	1																																
合 計		54	80	84																																
②心配ごと相談	<p>相談員 人権擁護委員</p> <p>毎月第1金曜日 午前9時～正午・午後1時～4時</p> <p>R 4年度 相談件数2件（前年度比4件減）</p> <p style="padding-left: 40px;">相談内容：近隣トラブル・職員とのトラブル各1件</p> <p>R 5年度 相談件数1件（9月末時点）</p>																																			
③相談員への相談	<p>相談員 人権啓発センター相談員</p> <p>・東部人権啓発センター1名（週2日）、北御牧人権啓発センター1名（週5日）の相談員が生活相談に応じています。</p> <p>R 4年度 相談件数 東部人権啓発センター 21件（前年度比14件増） 北御牧人権啓発センター 8件（前年度比4件増）</p> <p>R 5年度 相談件数 東部人権啓発センター 2件（9月末時点） 北御牧人権啓発センター 0件</p>																																			
④その他の相談	<p>・女性弁護士による法律相談</p> <p>奇数月末の水曜日 午前9時～午前11時</p> <p>R 4年度 相談件数17件（前年度比1件増）</p> <p style="padding-left: 40px;">相談内容：離婚、相続 等</p> <p>R 5年度 相談件数12件（9月末時点）</p> <p>・電話による相談</p> <p>R 4年度 相談件数3件（前年度比7件減）</p> <p style="padding-left: 40px;">相談内容：パワハラ、近隣トラブル 等</p> <p>R 5年度 相談件数2件（9月末時点）</p> <p>・来庁による相談</p> <p>R 4年度 相談件数0件（前年度比増減なし）</p> <p>R 5年度 相談件数0件（9月末時点）</p>																																			

令和4年度 人権よろず相談に関するアンケート集計結果

提出者数：80人（東部人権啓発センター11回75人、北御牧庁舎1回5人実施）

地域	田中地区	滋野地区	柵津地区	和地区	北御牧地区	勤務地市内	無回答	合計
人数	24	14	17	15	6	1	3	80

1 年齢

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	合計
人数	1	5	18	15	15	25	1	80
割合	1%	6%	23%	19%	19%	31%	1%	100%

2 「人権よろず相談」をどこで知りましたか

	市の広報	市のHP	FMとうみ	ポスター・チラシ	その他	無回答	合計
人数	36	16	1	3	18	6	80
割合	45%	20%	1%	4%	23%	8%	100%

3 開催日時はいつが希望ですか

	平日午前	平日午後	休日午前	休日午後	無回答	合計
人数	46	8	11	3	12	80
割合	58%	10%	14%	4%	15%	100%

4 相談会場はどこが希望ですか

	東部人権啓発センター	北御牧庁舎	どこでもよい	無回答	合計
人数	61	2	15	2	80
割合	76%	3%	19%	3%	100%

5 相談時間はいかがですか

	適当	短い	どちらともいえない	無回答	合計
人数	49	19	6	6	80
割合	61%	24%	8%	8%	100%

6 主な感想等

- ・適切に教えてくれたので助かりました。ありがとうございました。
- ・相談時間が短く、回答は理解できませんでした。7月27日の相談をお願いできればありがたいです。
- ・相談出来る事が、とても有りがたいです。
- ・解決には至らなかったが、話を聞いてもらったので、進展につながるきっかけになった。
- ・このような「人権よろず相談」を開催してくださって感謝いたします。親しい友人だからこそ相談できないことも起こることがあり、この機会に自分の知識の中に貯えさせていただけます。ありがとうございました。
- ・参考になりました。ありがとうございました。
- ・とても明快な説明で、大変役に立ちました。
- ・先生がよく聞いて下さって連絡下さるそうでありがたいです。
- ・今後の流れが分かって良かったです。まずは、教えてもらった様に情報を収集します。
- ・きちんと話を聞いてもらえて、アドバイスをもらったのでとてもよかったです。
- ・話ができ、少し気持ちが休まりました。
- ・次のステップをふめるアドバイスをいただきました。
- ・気持ちが少しスッキリして自分の未来の為に行動内容が明確になりました。前進して生きていきたいと思えます。
- ・お聞きして良かった
- ・よいアドバイスされました。やっぱり時間が足りないです。よい先生とお話できてよかったです。
- ・判りやすく説明して下さいありがとうございました。

(4) 東御人権セミナーについて

人権セミナーの概要

平成 24 年度から、東部人権啓発センターにおいての人権啓発の住民交流と同和問題や人権問題に対して正しく理解することを目的として実施しています。

例年は、東部人権啓発センター及び北御牧人権啓発センターで開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止（3密回避）のため東御市中央公民館を利用しました。

令和 4 年度実施状況

開催日時・場所	テーマ・演題・講師	参加人数
令和 4 年 8 月 24 日（水） 午後 7 時～8 時 30 分 東御市中央公民館 講堂	①障害者の人権問題 夢をあきらめない ～継続は力なり～ 長野県視覚障がい者マラソン協会会長 保科清さん	41 名
令和 4 年 9 月 22 日（水） 午後 7 時～8 時 30 分 東御市中央公民館 講義室	②子どもの人権問題 子どもの人権について実例を交えて 臨床心理士 角田恵子さん	43 名
令和 4 年 10 月 22 日（土） 午後 1 時 30 分～3 時 東御市中央公民館 講義室	③犯罪被害者の人権問題 犯罪被害者とその家族の人権について 長野県人権啓発センター人権啓発・相談員 町田秀敏さん	30 名
令和 4 年 11 月 16 日（水） 午後 7 時～午後 8 時 30 分 東御市中央公民館 講義室	④部落問題 「部落差別の現状と『差別禁止法』について考えてみよう ～みなさんの疑問にも～」 NPO 法人人権センターながの事務局長 高橋典男さん	41 名

155 名

令和 5 年度実施状況（9 月末時点）

開催日時・場所	テーマ・演題・講師	参加人数
令和 5 年 7 月 26 日（水） 午後 7 時～8 時 30 分 東御市中央公民館 講堂	①部落問題 『差別戒（法）名』からみた部落問題 NPO 法人人権センターながの事務局長 高橋典男さん	23 名
令和 5 年 8 月 23 日（水） 午後 7 時～8 時 30 分 東御市中央公民館 講堂	②外国人の人権問題 日本に来て感じること 小諸市立芦原中学校 ALT カルレ・デオグラシアスさん	31 名
令和 5 年 9 月 9 日（土） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 東御市中央公民館 講堂	③高齢者の人権問題 高齢者の人権 認知症希望大使 春原治子さん	57 名

111 名

(参考 令和3年度)

開催場所	テーマ・演題・講師	参加人数
東御市中央公民館 講義室	①障害者の人権問題 「夢をあきらめない ～継続は力なり～」 中止 ②同和問題 「差別の現実、その中を生き抜く力」～水平社創立100年、「人間の誇り得るとき」を考える～ 47名 ③インターネットによる人権問題 「インターネットによる人権問題～子どものネットいじめを中心に～」 36名 ④高齢者の人権 「認知症への理解～お年寄りに優しい社会へ～」 52名	135名

令和4年度東御人権セミナーアンケート集計結果

参加者数 159人

参加地域	田中地区	滋野地区	祢津地区	和地区	北御牧地区	市外	職員+ 回答なし	合計
人数	33	13	26	20	29	15	23	159

アンケート回答者数： 137人

アンケート回収率： 86.2%

年齢

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	回答なし	合計
人数	0	6	5	21	31	33	41	0	137

職業

職種等	自営業 (農業を 含む)	会社員	公務員	福祉施 設職員	教員	その他	回答なし	合計
人数	19	6	24	3	29	54	2	137

今回のセミナーを何で知りましたか(複数回答可)

	市の広 報(お知 らせ版 含む)	市のHP	FMとうみ	市から の案内	ポスター	チラシ	その他	回答なし	合計
人数	26	3	0	81	8	29	24	0	171

今回のセミナーの内容は、満足のいくものでしたか。

	大変満 足だっ た	まあ満 足だっ た	やや不 満足 だった	大変不 満足で あった	回答な し	合計
人数	84	42	6	0	5	137

今回の学習会に参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか。

	大変深 まった	まあ深 まった	あまり 深まら なかつ た	まったく 深まら なかつ た	回答なし	合計
人数	93	35	3	0	6	137

今後、取り上げてもらいたいセミナーでのテーマなどありますか(複数回答可)

	同和 問題	女性 問題	子ども の 人権	高齢者 の 人権	障がい 者の 人権	外国人 の 人権	インター ネット上 の 人権	LGBT (ジエン ダー、L GBTQ を含む)	北朝鮮 拉致被 害者	その他 の人権	回答な し	合計
人数	41	36	32	30	25	25	62	43	0	6	12	312

2 令和6年度事業計画について

(1) 人権啓発センター事業について

① 人権啓発センターの利用

- ・東御市人権啓発センター条例等に基づき、利用を推進していく。
- ・各種事業の充実を図っていくとともに、市民への周知・広報を行っていく。

② 地域交流事業

- ・集会所等における各種交流事業の推進

加沢集会所 カラオケ教室、オカリナ教室、手芸教室、健康体操教室

北御牧人権啓発センター カラオケ教室、パソコン教室、料理教室、ストレッチ教室、音楽療法教室、クラフト教室

③ 啓発事業

- ・東御人権セミナーの実施

※会場は東部人権啓発センター3階等を予定。

回数	日時	内容・テーマ	講師
6回	未定	部落問題1回、多様な性2回、 犯罪被害者1回（予定）、各種人 権問題2回（予定）	未定

④ 広報事業

- ・東部人権啓発センターの周知・広報 市報、エフエムとうみ、LINEの活用
- ・北御牧人権啓発センターだよりの発行 年4回（4月、7月、10月、1月）発行

(2) 相談事業について

① 人権よろず相談

- ・開設日時 毎月第3金曜日 午前9時から正午まで
(受付：午前8時45分から午前11時30分まで)
- ・開設回数 東部人権啓発センター11回、北御牧庁舎1回
- ・相談員、相談内容

相談員	相談内容
弁護士	裁判、訴訟、契約、債権債務、損害賠償、相続、遺言、離婚など法律問題に関する事・予約制で1人20分
司法書士	土地・建物・法人等の登記や相続登記手続き、成年後見に関する事
人権擁護委員	結婚・離婚、隣人・親子・夫婦の関係調整と差別など人権に関する事
行政相談員	行政機関への各種申請手続き、要望、陳情、苦情など行政に関する事
東御市社会福祉協議会内生活就労支援センター（まいさぼ東御）支援員	心身の不調、依存症、ひきこもりなど健康と生活、就労の不安に関する事
健康保健課の保健師	

各相談員 1名体制

長野県弁護士会うえだ支部所属の弁護士と東御市の顧問弁護士に依頼。

(上田在住会弁護士8回、東御市顧問弁護士4回)

② 人権擁護委員による心配ごと相談

- ・開設日時 毎月第1金曜日 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで
(受付：午前9時から午前11時まで、午後1時から午後3時まで)
- ・会場 東部人権啓発センター
- ・相談内容 家庭・隣人・職場等の人権に関する事

③ 人権啓発センター相談員への相談

人権啓発センター相談員が、生活相談に応じる。

④ 女性弁護士による法律相談(男女共同参画係)

- ・開設日時 奇数月第4水曜日 午前9時30分から午前11時30分まで
- ・会場 東部人権啓発センター
- ・相談受付 予約制で、相談時間は1人30分

(3) 人権同和教育及び男女共同参画事業について

人権同和教育事業(活動)計画 (人権同和政策課 人権同和政策係)

事業概要	事業計画
社会教育における人権同和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館分館単位での人権啓発学習会 6月 滋野地区、7月 和地区、10月 北御牧地区の一部 DVD「家庭の中の人権」による学習
広報紙・人権啓発冊子・人権啓発作品募集及び展示などによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「市報とうみ」に「心の眼」を隔月掲載(執筆は人権同和教育指導委員) ・人権啓発作品を市報で紹介
企業における人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業人権同和教育研修講座 第1回 5月の総会後に実施予定 内容未定 第2回 10月～翌年1月 内容未定 ・企業内で人権同和教育研修会を開催(講師紹介、人権同和教育映像教材等の貸し出し、市の人権同和教育指導員の派遣等) ・市・県で実施する研修会等への参加
関係機関・市民団体等との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局・県等関係機関との連携、市民団体等への活動支援

人権同和教育事業(活動)計画 (教育課 学校人権同和教育係)

事業概要	事業計画
学校などでの人権同和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校・保育園人権同和教育実施計画に沿った活動の推進 (1) 冊子「令和6年度東御市の人権同和教育」作成 (2) 人権同和教育研修 【研修校】和小学校 (3) 公開授業研究 【研究校】田中小学校 (4) 第75回全国人権・同和教育研究大会 (5) 小中学校主催の人権同和教育懇談会(5月～6月) (6) 学校人権同和教育懇談会 (7) 人権同和教育主任会・委員会開催(年5回程度)
市職員・教職員及び福祉関係者などに対する人権同和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加による人権同和教育 (1) 教職員 新任教職員人権同和教育研修会 ※1回目:5月～6月各校の人権同和教育懇談会開催日にあわせ実施 2回目:7月～8月フィールドワーク (2) 教職員・PTAなどへの人権同和教育・講話
人権啓発行事の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発の各種作品の募集、展示、表彰 (1) 人権啓発作品: 作文、標語、ポスター、なかよしの絵 (2) 募集先: 市内の幼稚園・保育園、小中学校、高校、企業 (3) 展示、表彰など: 人権尊重のまちづくり市民の集いにおいて表彰 作品は中央公民館ロビーに展示、最優秀・優秀作品は冊子を作成 作品掲示期間: 11月30日(土)～12月8日(日)
解放子ども会活動	休会
関係機関・市民団体等との連携・協力	県主催の研修等への参加

男女共同参画事業(活動)計画 (人権同和政策課 男女共同参画係)

事業概要	事業計画
男女共同参画審議会を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進基本計画の策定及び変更に関すること、男女共同参画施策に関することを協議 ・1回開催予定
男女共同参画推進委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画啓発事業実施
男女共同参画行政推進会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の参画状況を調査し、女性の登用を促す。 ・男女共同参画推進基本計画に基づき、各課の取り組み状況をまとめ、活動計画の策定と推進状況を確認し、施策へ展開。
男女共同参画推進会議との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別まちづくり懇談会(2地区) ・推進会議だより発行 年2回予定 ・研修
女性団体連絡協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施 ・女団連だより発行 年2回予定 ・市議会傍聴の実施 随時
実行委員会事業 (男女共同参画推進会議と 女性団体連絡協議会で組織)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間事業 令和6年6月29日(予定) 講演会
男女共同参画推進啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進のための講座や学習会の開催 長野県男女共同参画センター主催講座の東御市パブリックビューイング
女性弁護士による法律相談会	年間6回開催(奇数月)

3 その他

(1) 西宮集会所廃止について

西宮集会所は建設されたから 46 年が経過し、その間地域の交流の場として各種研修等を行い住民が活用してきたが、令和5年度をもって地域での施設利用及び指定管理者の利用計画が終了したことから公の施設として、所期の目的が達成されました。それに伴い新たな利用を推し進めるため、令和6年3月 31 日をもって西宮集会所としての役割を廃止いたしました。

今後の施設利用管理は、人権同和政策課が行ってまいります。

(2) 東部人権啓発センターLED 化工事について

① 概要 市として公共施設の脱炭素を推進する中で、消費電力が多い東部人権啓発センターについて、施設の照明のLED 化工事を実施します。照明をLED 化することで、施設の省エネ化が進められるだけでなく施設管理性の向上、蛍光灯の交換費用の削減、照明切れによる利用者の不便解消が図れます。

② 工事内容 蛍光灯からLED への入替工事
175 台(非常灯・誘導灯を含む)

③ 工事期間 ～令和6年3月 31 日(予定)

④ 工事会社 現在業者決定中

○東御市人権啓発センター条例

平成16年4月1日

条例第114号

改正 平成25年12月25日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、人権啓発センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業を推進するとともに、人権啓発の市民交流の拠点として生活上の各種課題及び人権課題の解決に資するため、東御市人権啓発センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
東御市東部人権啓発センター	東御市県288番地3
東御市北御牧人権啓発センター	東御市八重原2813番地1

(職員)

第3条 センターに、センター長、指導員その他必要な職員を置く。

- 2 センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 前項に掲げる職員以外の職員は、上司の命を受けてセンターの事務に従事する。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

(利用の許可)

第6条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可を与えない。
 - (1) その利用がセンターの設置の目的に反するとき。
 - (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 前条第3項各号のいずれかに該当したとき。

ãこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(5) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置により利用者に損害が生じても、市は、その責めを負わないものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を利用する前日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者又は入場者（以下「入場者等」という。）は、施設等の利用が終わったとき又は第7条の規定により利用を停止されたとき若しくは許可の取消しの処分を受けたときは、速やかにその利用した施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者等の負担とする。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者等が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者等は、その旨を市長に報告し、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(人権啓発センター運営委員会)

第15条 センターに、センターの運営その他必要な事項について審議するため、東御市人権啓発センター運営委員会を置く。

2 前項の運営委員会の委員の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町隣保会館条例（昭和57年東部町条例第7号）又は北御牧村隣保館の設置及び管理に関する条例（平成8年北御牧村条例第8号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月25日条例第33号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

利用区分		使用料		
		4時間まで	8時間まで	8時間を超えた場合 の超過時間1時間につき
東御市東部人権啓発センター	大会議室	1,800円	3,300円	400円
	教養娯楽室	900円	1,600円	200円
	保健衛生室	600円	1,100円	100円
	教養娯楽室及び保健衛生室を同時に利用する場合	1,200円	2,200円	200円
東御市北御牧人権啓発センター	大会議室	600円	1,000円	100円
	保健衛生兼教養室	500円	800円	100円
	相談室	200円	300円	0円
	生活改善室	600円	1,000円	100円

備考 冷暖房器具を利用する場合は、上記の使用料の額の2割増に相当する額とする。

○東御市人権啓発センター条例施行規則

平成16年4月1日

規則第63号

改正 令和3年5月31日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市人権啓発センター条例（平成16年東御市条例第114号。以下「条例」という。）第16条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条の規定により東御市人権啓発センター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとする者は、人権啓発センター利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用許可の取消し)

第3条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその利用の許可の取消しをしようとするときは、利用の前日までに市長に申し出なければならない。

(使用料の返還)

第4条 前条の規定により利用の許可の取消しをした場合は、既に徴収した使用料は返還するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、人権啓発センター使用料減免申請書（様式第2号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、使用料を免除する。

- (1) 市内の社会福祉関係の団体がその事業目的のため利用するとき。
- (2) 市内の社会教育関係の団体又は文化団体がその事業目的のため利用するとき。
- (3) 公益上必要と認める機関又は団体がその事業目的のため利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等を損傷しないこと。
- (2) 許可しない施設、設備又は器具を利用しないこと。
- (3) 物品等をセンターの外へ持ち出さないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、秩序の維持について市長が指示すること。

(人権啓発センター運営委員会)

第7条 条例第15条に規定する東御市人権啓発センター運営委員会（以下「委員会」という。）の委員は、人権に関し見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

（会長）

第8条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

4 センター長は、委員会に出席し、説明又は意見を述べることができる。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の東部町隣保会館管理運営規則（昭和57年東部町規則第5号）又は北御牧村隣保館管理規則（平成8年北御牧村規則第1号）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年5月31日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。